

[事案 2021-123] 既払込保険料返還請求

・令和4年6月10日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年2月に契約した定期保険について、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時に、保険料払込免除特約（本特約）を付加すると更新ができないことについての説明がなかった。また、契約時に募集人から交付された資料にも更新ができないことの記載がなかったため、本契約は更新可能であると誤信して契約した。
- (2) 契約時または契約後に、更新できるか確認した際、更新ができないことが分かっていたらば他の保険契約を検討することができたが、その機会を喪失した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本特約に特別条件が付されることを案内した際に、本契約は更新を取り扱わない契約となったことを説明している。
- (2) 更新できない契約になることは、申立人に交付している書面に明記されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時およびその後の状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 長期保障を要望していた申立人にとって、本契約を更新できるか否かは重要な点であったが、契約時に、本特約の付加により、今後、契約の更新ができないことを踏まえた検討等がなされた事実は認められず、申立人は本契約を更新することができるかと誤解していたことからすると、募集人の説明が申立人に理解できる程度の説明でなかった可能性は否定できない。